

留学生就職促進プログラム

Q & A

文部科学省高等教育局
学生・留学生課留学生交流室

【目次】

1. 事業の背景と目的	
問1-1 「留学生就職促進プログラム」の趣旨は何か。 ……	1
問1-2 本事業における就職支援とは具体的にどのようなものを想定しているのか。 ……	1
2. 募集内容	
問2-1 本事業を行うことによりどのような変化が生じるかの目標は、何%増等の具体的な数値を設定しなければならないのか。 ……	1
問2-2 目標が達成できなかった場合にはペナルティーがあるのか。 ……	1
問2-3 目標値は就職者数ではなく、就職率ではだめか。 ……	1
問2-4 教育プログラムは単位化する必要があるか。 ……	2
問2-5 既にコンソーシアムを立ち上げて、就職支援等を実施している場合であっても、新たな事業を立ち上げる必要があるのか。 ……	2
問2-6 他の大学において参考事例となるものを開発する計画とあるが、地域の特色を反映させた計画のような、その実施主体独自のものは一切認められないのか。 ……	2
問2-7 事業の一部が他の補助金等により経費措置を受けている場合は、どのように取り扱えば良いか。 ……	2
問2-8 中長期のインターンシップは、1か月以上でないとだめなのか。 ……	2
問2-9 中長期のインターンシップは、複数回に分けて実施してはだめなのか。 ……	2
3. 申請者等	
問3-1 一大学が単独で申請することはできないのか。 ……	3
問3-2 コンソーシアムとして想定している参加機関数はどれくらいか。 ……	3
問3-3 専門学校、各種学校及び日本語教育機関が申請することはできないのか。 ……	3
問3-4 本事業の選定委員がいる大学等は申請することができないのか。 ……	3
問3-5 都道府県、市区町村等自治体の協力が必要か。 ……	3
問3-6 事業協働機関からの人的・物的・財政的協力は、申請時点で確実なものである必要があるのか。 ……	3
問3-7 令和2年度の新規募集において、新たに選定要件に加えられた経済的支援について、人的・物的支援を考慮できないか。 ……	3
4. 選定件数	
問4-1 選定件数はどの程度を予定しているのか。 ……	4
問4-2 具体的な予算額はどの程度を予定しているのか。 ……	4
問4-3 毎年度の交付額は、公募要項に記載されている基準額が5年間保証されるのか。 ……	4
5. 実施期間等	
問5-1 委託期間は必ず5年間である必要があるのか。3年か4年ではいけないのか。 ……	4
問5-2 実施期間の3年目に中間調査を実施するとあるが、具体的にはどのような調査を予定しているのか。 ……	4
問5-3 委託期間終了と同時に本事業を終了しても良いか。 ……	4
6. 事業の実施	
問6-1 事業開始後の実施計画の重大な変更とは、どの程度のものを想定しているのか。 ……	5

問 6 - 2 事業開始後の実施計画の軽微な変更であれば、届け出ればよいか。・・・ 5

7. 経費

- 問 7 - 1 採択された場合、事業開始前に実施した事業について遡って経費を充当できるのか。・・・ 5
- 問 7 - 2 契約額はどのように算定されるのか。・・・ 5
- 問 7 - 3 委託契約額に合わせる形で申請時に内容を変更することは可能か。・ 5
- 問 7 - 4 事業担当者について、人件費を支出することは可能か。・・・ 5
- 問 7 - 5 すでに在籍している教員等が本事業に専念することとなったため、代替教員として本事業に関与しない教員を採用した場合、その経費を支出することは可能か。・・・ 5
- 問 7 - 6 本委託費から人件費を支出されている教員が、他の競争的資金を受けて教育研究を行うことは可能か。・・・ 6
- 問 7 - 7 採択された事業計画が、他の補助金、委託費等により支援を受けている場合でも委託費を使用することは可能か。・・・ 6
- 問 7 - 8 TAとして学生を雇用した場合、謝金を支給することは可能か。また、可能な場合、TAのほか、課外活動等の支援のため謝金を支払うことは可能か。・・・ 6
- 問 7 - 9 学生への就学支援などの経費（奨学金や交通費など）を支出することは可能か。・・・ 6
- 問 7 - 10 学生へ旅費を支給することは可能か。・・・ 6
- 問 7 - 11 学生へ国内移動のための交通費を支給することは可能か。・・・ 6
- 問 7 - 12 不動産取得に関する経費には使用できないとあるが、賃貸借契約の際の敷金・礼金には使用できないのか。・・・ 7
- 問 7 - 13 公募要領で禁止されている「過度な設備・備品」とは何か。・・・ 7
- 問 7 - 14 申請大学内の施設使用料等に費用を充当することは可能か。・・・ 7
- 問 7 - 15 申請大学等の対象学生や連携機関等に、イベント等で何らかのグッズ等の配布を行うことは可能か。・・・ 7

8. 審査方法・基準等

- 問 8 - 1 有識者による「留学生就職促進プログラム選定委員会」の構成員はどのような者を予定しているのか。・・・ 7
- 問 8 - 2 「留学生就職促進プログラム選定委員会」委員氏名は公表されるのか。 7
- 問 8 - 3 書面審査及び面接審査は全ての申請に対して行われるのか。・・・ 8

9. その他

- 問 9 - 1 中間評価、事後評価はどのように行われるのか。また、評価基準はどのようなものになるのか。・・・ 8
- 問 9 - 2 毎年度のフォローアップはどのように行われるのか。・・・ 8
- 問 9 - 3 特に地域内での広報・普及活動の一環として、地方公共団体等と連携し、シンポジウム等を開催することは可能か。・・・ 8
- 問 9 - 4 奨学金については学年進行分を含めて補助されるのか。・・・ 8
- 問 9 - 5 申請時に提出する（様式 2）成果指標データ集について、平成 28 年度のデータはいつ時点のデータを記載すればよいのか。・・・ 8
- 問 9 - 6 **実施計画書（様式 2）「成果指標データ集」に記載する対象は、公募の対象となる分野に所属する留学生のみで良いか。・・・ 8**

1. 事業の背景・目的

問1-1 「留学生就職促進プログラム」の趣旨は何か。

答 日本経済全体の活性化のため、幅広い産業で需要が高まる高度外国人材の獲得・定着が求められており、日本再興戦略等の閣議決定においても、外国人材の活用は政府方針の柱の一つとなっているところです。こうした中で、外国人留学生の日本国内での就職率を3割から5割に引き上げるため、本事業では、日本国内での就職に必要なスキルである「日本語能力」「インターンシップ」等の教育プログラムの開発・提供とそれに付随する大学の取組等を支援するものです。さらに、キャリアパスの安定化による日本留学の魅力向上により、諸外国からの高度人材たる優秀な外国人留学生を増加させ、以て留学生30万人計画の実現に寄与するものです。

特に令和2年度は、AI、サイバーセキュリティ、ロボティクス、IoT等、Society5.0の実現をはじめ、我が国社会の発展に資する産業分野を念頭に、留学生の専攻や就職する企業の業種等に応じて、大学・企業等が地域横断的に連携して行う、留学生の就職促進の取組を新たに募集します。

問1-2 本事業における就職支援とは具体的にどのようなものを想定しているのか。

答 留学生の国内での就職にあたって課題となっている、日本語能力や企業での働き方、キャリアパスなどの考え方を、入学当初から留学生に学習させるためのカリキュラムを構築するとともに、産学官の協力による地域企業との交流プログラム作りやインターンシップ等による留学生が就職できる仕組みの構築等を想定しています。

※令和2年度の新規募集においては、地域連携を必須要件としていません。なお、地域連携を妨げるものではありません。

2. 募集内容

問2-1 本事業を行うことにより、どのような変化が生じるかの目標は、何%増等の具体的な数値を設定しなければならないのか。

答 本事業においては、申請者が設定した適切な目標に対して、それに向けた取組の結果を求めるものです。例えば、留学生の就職率を申請大学で60%、連携大学で40%といった目標を設定することや、インターンシッププログラムの開設企業数を〇社とすることなどが考えられます。

問2-2 目標が達成できなかった場合にはペナルティーがあるのか。

答 実施期間の3年目に文部科学省による中間調査を実施し、調査の結果により委託費の配分や実施期間を見直す場合があります。

※令和2年度の新規採択拠点について、中間調査の実施は未定です。

問2-3 目標値は就職者数ではなく、就職率ではだめか。

答 目標値は就職率でも構いません。ただし、本事業がモデル事業でもあることから、選定において、できる限りの規模（実数）も考慮される見込みです。

問2-4 教育プログラムは単位化する必要があるか。

答 教育プログラムは単位化されていることが望ましいですが、必須ではありません。ただし、単位化がされていない場合、教育プログラムを受講した学生のフォローアップをするしくみ作りが求められます。

問2-5 既にコンソーシアムを立ち上げて、就職支援を実施している場合であっても、新たな事業を立ち上げる必要があるのか。

答 既にコンソーシアムを立ち上げて取り組まれている場合でも申請は可能ですが、本事業を行うことにより既存の事業を発展させるような計画にしてください。この場合の成果の取り扱いも既存の事業との違いを明確にしてください。

問2-6 他の大学において参考事例となるものを開発する計画とあるが、地域の特色を反映させた計画のような、その実施主体独自のものは一切認められないのか。

答 事業の成果を他の大学や地域に波及させていくことを予定しているので、汎用性は必要ですが、独自性を一切否定している訳ではありません。
※令和2年度の新規募集においては、地域連携を必須要件としていません。なお、地域連携を妨げるものではありません。

問2-7 事業の一部が他の補助金等により経費措置を受けている場合は、どのように取り扱えば良いのか。

答 既に他の補助金等により実施されている事業については、この事業で行う取組との違いについて明確に区分することが必要です。このため、達成目標も本事業で実施する取組の範囲内で設定することが必要です。

問2-8 中長期のインターンシップは、1か月以上でないといけないのか。

答 今回の事業においては、中長期のインターンシップを通して日本企業での働き方を理解してもらうことを考えておりますが、効果的な実施方法によっては、1か月程度の内容でも構いません。

問2-9 中長期のインターンシップは、複数回に分けて実施してはダメなのか。

答 中長期のインターンシップは、例えば夏季と冬季に分けて実施し、合わせて1か月程度となっても構いません。

3. 申請者等

問3-1 一大学が単独で申請することはできないのか。

答 大学数は単独でも可能ですが、産学官のコンソーシアムは構築されていることが必要です。なお、取組の規模からは、大学間の連携も重要となります。

問3-2 コンソーシアムとして想定している参加機関数はどれくらいか。

答 コンソーシアムの参加機関数に上限等はありません。

問3-3 各種学校及び日本語教育機関が申請することはできないのか。

答 本事業は、高等教育機関での受入を促進するために行われる取組の中で、優れた取組を支援するものであり、参画機関とはなりません。申請主体として申請することはできません。

問3-4 本事業の選定委員がいる大学等は申請することはできないのか。

答 本事業の選定の際には、選定対象の関係者は審査から除外しますので、申請することは可能です。

問3-5 都道府県、市区町村等自治体の協力が必要か。

答 本事業においては、何らかの連携（協力）が必要ですが、金銭的な支援などは必ずしも必要ではありません。

※令和2年度の新規募集においては、地域連携を必須要件としていません。なお、地域連携を妨げるものではありません。

問3-6 参画機関からの人的・物的・経済的支援は、申請時点で確実なものである必要があるのか。

答 参画機関と具体的な話し合いが進んでいる等、支援が見込まれるものを記入することも差し支えありませんが、本事業の契約時期までに確実になるよう、関係者間で調整して下さい。

なお、支援内容等が明らかな場合は協定等の写しを添付する必要があります。

問3-7 令和2年度の新規募集において、新たに選定要件に加えられた経済的支援について、人的・物的支援を考慮できないか。

答 本事業の実施に係る寄附金や共同研究費等、必ずしも経済的支援のみを対象とするものではなく、人的・物的支援についても、経済的価値に置き換える（金額換算する）ことが可能な場合は、経済的支援として記載することは可能です。例えば、実務家教員の派遣を参画企業等が負担する場合、実務家教員の給与相当分、派遣旅費等を確認の上、金額に換算した上で申請書に記載することが可能と考えます。

4. 選定件数

問4-1 選定件数はどの程度を予定しているのか。

答 選定される取組の予算規模にもよりますが、令和2年度の新規募集では、2件程度を予定しております。

【参考】平成29年度の申請状況及び採択結果

申請：27機関 採択：12機関

(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1386454.htm)

問4-2 具体的な予算額はどの程度を予定しているのか。

答 選定される取組により異なりますが、上限として1件あたり3千5百万円を予定しています。(平成29年度の募集では、2千5百万円が上限。)

問4-3 毎年度の交付額は、公募要領に記載されている基準額が委託期間中保証されるのか。

答 予算に関しては、予算編成及び国会での議決を経て決定されることとなりますので、委託期間中の支援及び支援額を必ず保証するものではありません。

また、毎年度のフォローアップ及び平成29年度の採択拠点においては、支援開始から3年目に実施する中間評価の結果により、委託費の配分を勘案するとともに、事業目的、目標の達成が困難又は不可能と判断された場合は、事業の中止も含めた計画の見直しを求める場合があります。

5. 実施期間等

問5-1 委託期間は必ず5年間である必要があるのか。3年や4年ではいけないのか。

答 委託期間の上限が5年です。それよりも短くても構いません。

※令和2年度の新規募集においては、3年を上限にしています。

問5-2 実施期間の3年目に中間調査を実施するとあるが、具体的にはどのような調査を予定しているのか。

答 申請時に指標を設定していただきますので、その進捗状況を踏まえ、今後、達成可能か否かを主に調査します。

※令和2年度の新規採択拠点について、中間調査の実施は未定です。

問5-3 委託期間終了と同時に本事業を終了しても良いか。

答 本事業の目標は、外国人留学生の就職支援体制の充実を図ることにより、我が国へ留学する外国人留学生を引き続き増加させることにあるので、委託期間終了後の継続性が求められます。

6. 事業の実施

問6-1 事業開始後の実施計画の重大な変更とは、どの程度のものなのか。

答 例えば、計画の柱となる取組の進め方を変更する場合や実施担当者を変更となる場合等が想定されます。

問6-2 事業開始後の実施計画の軽微な変更であれば、届け出ればよいか。

答 軽微な変更かどうかについて、まずは文部科学省までご連絡ください。

7. 経費

問7-1 採択された場合、事業開始前（契約締結前）に実施した事業について遡って経費を充当できるのか。

答 契約締結後における事業の実施に必要な経費に対し支出されるものであり、締結前に遡って経費を充当することはできません。

問7-2 契約額は、どのように算定されるのか。

答 委託費の配分は、「留学生就職促進プログラム選定委員会」における審査結果等を踏まえ、毎年度、予算の範囲内で、各大学からの申請額に基づき、構想の内容、経費の妥当性等を勘案して、文部科学省において委託契約額を決定します。なお、平成30年度以降については、毎年度のフォローアップ等の結果も勘案します。

問7-3 委託契約額に合わせる形で申請時に内容を変更することは可能か。

答 委託契約先の決定は、計画された内容に基づき行っているため、交付申請時に計画を変更することは原則認められません。したがって、申請書は十分に具体的な計画を立てた上で提出して下さい。

問7-4 事業担当者について、人件費を支出することは可能か。

答 事業担当者は、申請の時点で当該申請機関の常勤の教職員である必要があるため、人件費を支出することはできません。

問7-5 すでに在籍している教員等が本事業に専念することとなったため、代替教員として本事業に関与していない教員を採用した場合、その経費を支出することは可能か。

答 本事業の対象経費となる人件費は、本補助事業を遂行するために直接従事することとなる者の人件費にのみ使用することができます。このような間接的に必要となった経費は対象となりません。

問7-6 本委託費から人件費を支出されている教員が、他の競争的資金を受けて教育研究を行うことは可能か。

答 雇用上のエフォートを管理した上で研究等を行うことは可能です。その際は、本事業に従事した部分のみ、本委託費から支出可能です。なお、他の競争的資金において定められている使用ルールを必ず遵守して下さい。

問7-7 採択された事業計画が、他の補助金、委託費等により支援を受けている場合でも委託費を使用することは可能か。

答 採択された事業計画の一部の取組が、他の補助金等により経費措置を受けているものと重複する場合、その取組については、本委託費を充てることはできません。申請に当たっては、既に行っている補助事業等に十分留意してください。

問7-8 TAとして学生を雇用した場合、謝金を支給することは可能か。また、可能な場合、TAのほか、課外活動等の支援のため謝金を支払うことは可能か。

答 どちらも可能です。謝金の単価については大学の規程等に従って算出して下さい。ただし、学生の修学活動の対価として学生に謝金等を支払うことは認められませんので、注意して下さい。昨今、学生の謝金を必要以上に請求し、一時的に学生へ支払った後に学生から教員に一部を還流させるなどの不正使用が発覚したため、その支払にあたっては、学内の規程等に基づき十分な管理体制のもとで行って下さい。

問7-9 学生への就学支援などの経費（奨学金や交通費など）を支出することは可能か。

答 本事業は計画の実施に係る大学の経費に使用されるものであり、学生個人に課される費用は対象としていません。したがって、学生への奨学金の支給や、学生個人が負担した交通費の立替払いような支出に関しては、原則、本委託費から支出することはできません。

問7-10 学生へ旅費を支給することは可能か。

答 旅費は、学生には使用できません。ただし、TAとして雇用した場合はその限りではありません。なお、受託事業者の規程等に基づく場合においては、交通費等の実費に限り、対象経費として計上することができます。

問7-11 学生へ国内移動のための交通費を支給することは可能か。

答 受託者がバス等の借上げにより対応することを原則としますが、当該大学等において、通常、学生に交通費を支給している場合もしくは借上げと比較し、効率的かつ経済的である場合は、受託事業者の規程等に従って回数券又は交通費（実費相当）を支給することは可能です。その際、受託事業者は適正かつ明瞭に執行管理して下さい。なお、当該大学等に在籍していない学生、高校生、シンポジウム等の一般参加者に対する交通費や学生に対する日当については、補助事業者の規程等に従って支給したとしても、対象経費とはなりません。

問7-12 賃貸借契約の際の敷金等には使用できないのか。

答 本事業における支援の対象は、大学等が行う取組の中で必要となる経費であり、原則、学生個人が負担すべき経費までは対象となりません。ただし、交通費と同様、大学で一括して契約する場合等には認められる場合があります。

問7-13 公募要領で禁止されている「過度な設備・備品」とは何か。

答 本事業における支援の対象は、大学等が行う取組の中で必要となる経費であるとともに、その執行に当たっては、審査基準に記載のあるとおり、「最小の予算最大の効果が得られるよう、コストが抑えられた提案」である必要があります。既存の大学等の設備・備品の使用について検討したうえで申請する必要があります。過剰な設備・備品の購入が認められるものではありません。

なお、再委託先の「設備・備品」については、委託者が実施することが困難なために再度委託を行うという趣旨にかんがみ、再委託先による設備・備品の購入は認めないものとします。

問7-14 申請大学内の施設使用料等に費用を充当することは可能か。

答 申請主体が対価として金銭を得ることはできません。また、一般管理費の執行も不可のため、光水熱費等の施設使用にかかる実費に充てることもできません。

なお、本事業における支援の対象は、大学等が行う取組の中で必要となる経費であるとともに、その執行に当たっては、審査基準に記載のあるとおり、「最小の予算最大の効果が得られるよう、コストが抑えられた提案」である必要があります。既存の大学等の設備・備品の使用について検討し、必要額を抑えたいうへでご申請ください。

問7-15 申請大学等の対象学生や連携機関等に、イベント等で何らかのグッズ等の配布を行うことは可能か。

答 不可能ではありませんが、現金同等物や食品等、学生個人への財政的支援とみなされかねないものは、一切認められません。他のものであっても、その必要性について検討する必要があります。

8. 審査方法・基準等

問8-1 有識者による「留学生就職促進プログラム委員会」の構成員はどのような者を予定しているのか。

答 大学関係者、企業関係者等の中で、留学生事業に造詣がある者から選任する予定です。

問8-2 「留学生就職促進プログラム委員会」の委員の氏名は公表されるのか。

答 選定結果公表後に、委員の氏名を公表いたします。

問 8 - 3 書面審査及び面接審査は全ての申請に対して行われるのか。

答 書面審査は提出期限までに申請された全ての申請に対して行い、必要に応じて、面接審査の代替として、書面での質疑応答を実施予定です。

9. その他

問 9 - 1 中間評価、事後評価はどのように行われるのか。また、評価基準はどのようなものになるのか。

答 委員会で審議・決定し、採択機関に連絡します。

※令和2年度の新規採択拠点について、中間調査の実施は未定です。

なお、平成29年度採択拠点の中間評価結果を公表しています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1386454_00001.htm

問 9 - 2 毎年度のフォローアップはどのように行われるのか。

答 事業成果報告書を提出いただきます。

問 9 - 3 地域内での事業の普及活動の一環として、地方公共団体等と連携し、シンポジウム等を開催することは可能か。

答 可能です。なお、シンポジウム等は事業目的と照らして過度に華美とならないよう注意して下さい。

問 9 - 4 奨学金については学年進行分を含めて補助されるのか。

答 本事業で採択された大学に対しては、文部科学省外国人留学生学習奨励費を毎年20人分措置するものです。そのため、20人分の枠を学年進行分として措置することも含めて各大学での判断となります。

問 9 - 5 申請時に提出する（様式2）成果指標データ集について、平成28年度のデータはいつ時点のデータを記載すればよいのか。

答 「I 共通. 外国人留学生数及び全学生に占める外国人留学生の割合」については、各年度の5月1日現在を記載してください。また、その他のデータに関しては、平成29年1月1日現在（令和2年度の新規募集においては、令和2年1月1日現在）のデータを記載してください。

問 9 - 6 実施計画書（様式2）「成果指標データ集」に記載する対象は、申請分野に所属する留学生のみで良いか。

答 本事業の目的は、外国人留学生の日本国内での就職率を5割に向上することにあるため、実施計画書（様式2）においては、留学生全体の数値を記載してください。その上で、Ⅱ．「大学独自の成果指標と達成目標」に申請分野に所属する留学生に限定した独自指標を設定してください。